

# 庁 議 の 概 要

開催日：平成 20 年 1 月 15 日（火）

## ◎項目

- 1 道路特定財源の動向について【土木部】
- 2 ふるさと納税について【総務部】

## ◎内容

- 1 道路特定財源の動向について【土木部】

土木部より、道路特定財源の動向について概要説明があった後、意見交換を行った。

### 【概要説明】

- ・ 道路特定財源の見直しについては、12月7日の政府・与党の合意文書によると、真に必要な道路は、道路中期計画を策定して計画的に進める。65兆円必要だとされる中期計画の事業量も1割程度カットして、59兆円を上回らないようにする。道路特定財源の配分も、地方道路整備臨時交付金は財政状況の悪い本県などに厚く配分する。地方の財政負担の軽減のため、総額5,000億円の無利子貸付制度を創設する。そして、平成20年度は、平成19年度を上回る額、今のところ1,900億円を一般財源化する、とされている。
- ・ 本県における道路整備の現状としては、高速道が整備されている高松～西条間の所要時間と比較すると、高知市～室戸市間は約1.5倍、高知市～四万十市間は約2倍かかり、このため、工業団地への立地や雇用など、インフラ面で影響が出てきていることは明らかである。
- ・ 道路特定財源の廃止による本県への影響としては、直轄国道の減少額が△177億円、県の減少額が△89億円、市町村の減少額が△45億円で、総額△311億円の影響が出てくる。
- ・ このため、直轄国道では、東部自動車道や中土佐町の新直轄、高知西バイパスの大幅な工事の遅れが危惧されるし、香南市手結山の歩道の拡幅などは廃止をされる恐れが出てくる。
- ・ 県の事業では、県道柏島二ツ石線などが廃止に追い込まれることが危惧されるし、国道439号線はまだやらなければならない工事が新規着工できない、老朽化した橋梁が20年後には3倍になってくるのに手当てができない、といったことが考えられる。
- ・ また、市町村は、臨時交付金制度がなくなる影響で20億円の減少と、市町村へ直接入ってくる道路特定財源が25億円の減少で、大変な影響になってくる。
- ・ このため、「高知県の道路整備を考える県民総決起大会」を計画している。県民文化ホールで1,000人を超える規模での集会と、その後、帯屋町のアーケード街へのパレード、中央公園でのライブコンサートを予定している。ぜひ、職員の皆さんにも参加いただきたい。

### 【主な意見】

- ・ 先日出た世論調査の結果に関して、回答者について都市部と田舎の割合などを調べて分析ができないか。県内でも、道路整備については、高知市とそれ以外とで、ずいぶん違いがある。
- 世論調査では、概ね7～8割が暫定税率の継続には反対である。税の場合は、常に税金の増額には反対する傾向はあるが、この問題では、都市部で反対が多く、地方部ではそうでもない、という傾向はあると考えられる。
- ・ こうした世論を踏まえて、道路整備は消防や救急活動、産業振興にこんな役割を担っていて必要だ、とアピールして、国民に「なるほど、そうだね。」と納得してもらおう訴え方のポイントが必要ではないか。（副知事）

### 【知事】

- ・ 原油が上がっているので、それを下げたい気持ちは分かるが、それは別に対応すべきであって、一時的に楽をするために中長期的なものを捨ててはいけない、ということではないか。
- ・ 高知市内はもちろんだが、東京では渋滞はさらにひどく、5キロ進むのに30分かかる。車では時間が読めない

いので、要警護対象者であっても、電車で通勤せざるを得ない。「本当は車で移動したいでしょう」「そういう道が必要ですよ」と、東京の人にもヒントになるアピールを入れたらどうか。

- ・ 東京対高知という対立の構図を余り作らないように。我々は高知県だけのことを考えて物を言っているのではない。日本全体を見て、東京の抱える事情も、高知市の抱える事情も同じ、正論を言っているという訴え方をしていくことが必要である。

## 2 ふるさと納税について【総務部】

総務部より、ふるさと納税について概要説明があった。

### 【概要説明】

- ・ 「ふるさと納税」と言われるが、ふるさとに納税するものではなく、個人住民税の寄付金税制の改正というのが正しい内容である。
- ・ 内容としては、個人が自分が住んでいるところ以外の地方公共団体に対して行った寄付金の一定割合を住民税から税額控除をするもので、ふるさとに限るものではない。
- ・ 控除の仕方というのは、所得から控除する税の控除の仕方と、税そのものを控除する方法があるが、今回のこの個人住民税は税額を控除をするというもので、下限が5,000円、上限額が住民税の10%。住民税には均等割と所得割とがあるが、所得割の10%を上限とする。
- ・ この10%については、県民税が県が4%、市町村が6%をもらっており、例えば、高知市民が夕張市に寄付をしても、この10%を控除するとき、県民税も市町村民税も控除をされるということになる。
- ・ また、所得税については、従来どおり5,000円を超える寄付金額について、超える額を所得控除する。これはもともとある制度であり、今回の制度は、所得税と合わせて一定限度まで税金を控除する仕組みということである。
- ・ 実施時期は21年度の住民税から適用され、20年度に寄付をしたものが21年度に控除をされるということである。
- ・ 検討事項としては、他県で検討を始めている県があるが、寄付してくださいという時に、ただ「高知県に寄付してください」というよりも、「高知県が、こういうことに使いますから寄付をしてください」と言った方が寄付をしやすくなるのではないかと考えられるので、これから庁内で検討を行い、いくつかの案を作り、新年度から具体的に動けるような形にしたいと考えている。

以上